

平成 27 年 5 月 18 日

買取制度運用 WG 委員各位

アーバンエナジー株式会社
伊藤忠エネクス株式会社
オリックス株式会社
サミットエナジー株式会社
丸紅株式会社

回避可能費用の算定方法の見直しについて

掲記の回避可能費用をスポット市場価格連動とする見直し案について、バイオマス発電所等非変動電源の建設や、同電源からの電力の長期購入を実施または予定している新電力である私共は、激変緩和措置について以下の通り要望いたします。

原子力発電所や石炭焚き発電所等の大型ベース電源を所有していない新電力にとって、バイオマス発電所等非変動電源は、低炭素社会に貢献するベース電源として非常に重要な電源と位置づけており、積極的に推進したいと考えております。

かかる状況下、私共新電力は複数の FIT 電源(バイオマス発電所等非変動電源)の建設を計画したり、既に投資決定し建設途中であったり、FIT 電源から電気を購入したりしております。しかし、これら発電所の建設投資決定や買取にあたっては、固定価格買取制度 (FIT) の導入が大きな決定要因の一つとなっており、交付金算定の根拠となる回避可能費用の指標(全電源平均固定費・可変費単価や火力平均可変費単価)を所与の条件として検討を行い、発電所への投資や買取の決定を判断致しました。

電気事業者としては、所与の条件である回避可能費用の指標が突然変更される事態は全く想定しておらず、想定外の事業リスクが後付けで突然負わされる事になります。こうした所与の条件の突然の変更は電気事業者に大幅な事業見直しを余儀なくし、場合によっては事業からの撤退や破綻に至る恐れすらあります。

こうした状況から FIT 制度の維持・継続に加え、設備認定及び接続申込が完了している事案については、次の激変緩和措置を切望します。

- (1) 新制度施行時において既に設備認定及び接続申込が完了した発電事業者と電力購入契約を行う場合は、設備認定及び接続申し込みが完了時点での回避可能費用の指標を適用頂きたい。
- (2) 上記が取り入れられず、あくまでも期限付きでの激変緩和措置という場合でも、以下の通りとして頂きたい。
 - ① 現時点で激変緩和措置の終了時を設定するのではなく、少なくとも卸電力市場に十分な玉出しがされるなど、卸電力市場が成熟するまでの間、現行の回避可能費用制度を維持すること。
 - ② 2020 年度以降に料金規制が廃止された場合でも、その時点で卸電力市場が成熟していないと判断される場合には、全電源平均固定費・可変費単価や火力平均可変費単価が捕捉される仕組みを作り、現行の回避可能費用制度を維持すること。

事情ご賢察の上、ご配慮賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

以 上